平成３０年（フ）第１５１号
山梨県山梨市上神内川917番地10
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
山梨県甲府市横根町53番地14ＫＴハイツ206号
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
山梨県笛吹市一宮町中尾124番地３
債務者　日原　佑美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
山梨県笛吹市石和町四日市場821番地６
債務者　得能　　章
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
長野県松本市大字島立2511番地１　コミニティータウンナガタ201
債務者　窪田　光宏
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６３号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3032番地
債務者　馬場　直人
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第７２号
滋賀県東近江市宮川町688番地231、前住所滋賀県東近江市宮川町244番地531
債務者　永井　可忠
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第８８号
奈良県北葛城郡王寺町久度１丁目15番12―209号
債務者　柳本　　学
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
奈良県葛城市葛木14番地　プレジデント桑海103号
債務者　木村　衣江
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
鳥取県米子市米原２丁目９番11号　101号、前住所鳥取県米子市新開２丁目16番９号202号
債務者　斎河　　崇
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第５０号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目２番70号
債務者　小山セツ子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１５３号
岡山市北区横井上886番地167
債務者　中原　博仁
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１２号
岡山市中区清水１丁目11番９号　プレール清水302
債務者　宮本　晃次
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１４号
岡山県玉野市玉原２丁目17番６―403号　志池住宅
債務者　吉野めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２２号
岡山市北区玉柏1521番地６
債務者　小野　裕久
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４３号
広島市安佐北区亀山２丁目２番27―205号
債務者　木多　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部